

福祉用具業界全体の底上げを目指し 専門相談員の質を向上

全国福祉用具専門相談員協会会長
 (株)ヤマシタコーポレーション代表取締役社長 山下平氏に聞く

福祉用具をめぐる現状と今後の展開について、全国福祉用具専門相談員協会の山下平会長(株)ヤマシタコーポレーション代表取締役社長)に聞いた。山下会長は、福祉用具専門相談員の質を向上させ、利用者の自立支援に役立つ福祉用具貸与の理想的なシステムの構築を訴えた。

質の低い事業者の底上げが必要

基準の緩和には反対

——まず福祉用具貸与に関する最近の動きとして、福祉用具貸与に係るサービス

担当者会議の開催頻度の見直しがあります。これまでに「6カ月に1回」の開催が義務付けられていましたが、9月1日から基準が緩和され「必要に応じて随時」開催になりました。どのように受け止めていますか

(巻末に関連資料掲載)。福祉用具貸与は、用具を貸し出して終わりではなく、利用者へのフィッティング・モニタリングなどのサービスが含まれています。このため貸与価格は事業者により異なります。しかしながら貸与サービスの歴史が浅いこともあり、そうした特徴について厚生労働省の審議会等でも十分にご理解いただけていないのが現状です。

加えて大変残念なことですが、必要のない人にも貸し出し、その結果、用具が納屋で埃をかぶっている、という類の話も後を絶ちません。介護保険の趣旨である「必要な人に必要な給付を行う」ことが実践されていないわけですね。

そこで前回、平成18年度の介護報酬改定では、福祉用具貸与について「少なくとも6カ月に1回」はサービス担当者会議を開催する

という基準が定められました。もちろんヤマシタコーポレーションでは以前から実施しており、用具が不要になった人からは回収していましたが、厚生労働省老健局の見解は「できていない事業者が多いのではないか」というものでした。そうした基準の設定については、業界全体のサービス向上につながることから私は賛成でした。

ところが、本年9月1日から、その開催頻度が「必要に応じて随時」に改められたわけです。理由は、ケアマネジャーの事務負担軽減のためとのことですが、私が聞いた限りでは、ケアマネジャー自身、それほど負担と感じていません。

それどころか、「少なくとも6カ月に1回」の開催により、福祉用具専門相談員を利用者宅に向かわせることができていたにもかかわらず、それが緩和されて

しまったことにより、フィッティング・モニタリング

がおろそかになってしまっているのではないかと懸念していません。私も全く同意見であり、そうした理由から、今回の基準の緩和には反対しました。

確かに福祉用具貸与は、他の在宅サービスと較べてサービスエリアも広いので、「少なくとも6カ月に1回」の訪問によるメンテナンス・モニタリングは大変だ

という意見も理解できます。

しかし、福祉用具貸与は他の介護保険のサービス提供と違い、用具を貸与すれば、それが活用されず置かれたままでも報酬が入ってきます。したがって「少なくとも6カ月に1回」は用具のメンテナンスやモニタリングを行う必要があるわけですね。今回の基準緩和は、そうした特徴をふまえたものなのか疑問です。

実際、介護保険が始まる前の措置の時代は、行政から連絡を受けて事業者が用具を導入し、故障した場合も利用者から行政に連絡があり、それを受けて事業者が修理に向かう、といった流れでしたので、導入後のフォローも、いわば後追いがほとんどでした。

しかし介護保険は契約が基本です。したがって介護保険が始まった時に私は、「故障してから利用者の元に行っても遅い。故障する

前に行く必要がある」と指示し、定期点検などのフォローアップの仕組みをサービス内容に組み入れました。

——点検の頻度は、ヤマシタコーポレーションではどうなっていますか。

6カ月に1回の定期点検について社員に確認したら、3カ月に1回でも行くことができるという答えが返ってきました。したがって「できるだけ質の高いサービスの提供」を基本方針としている現在、3カ月に1回は実施するようにしています。

相談員の質の向上を目指す ポイント制で力量を評価 愛称・シンボルマークも

——福祉用具専門相談員の質の向上に向けて昨年7月に「全国福祉用具専門相談員協会」が設立されました。当面の重点課題は何でしょ

うか。

福祉用具貸与のサービスの質を向上させていかなければ「貸与ではなく購入に変えたほうがよいのではないか」という声が強くなるでしょう。しかし、フィッティングやモニタリングは、安全確保の面からも、用具を活用して自立支援を促進するという面からも必要です。そのためにはやはり貸与が原則であるという方針は堅持すべきだと思います。

北欧諸国のテクノエイドセンターでは、個人に用具を合わせるため大幅に改造します。そのため用具工費が非常に高いと思います。一方、日本のレンタルはいわばイーजीオーダー。効率的でかつ費用負担も軽くなります。より良いレンタルシステムこそが求められている。そのためには沢山



表1

全国福祉用具専門相談員協会倫理綱領 福祉用具専門相談員の倫理綱領

平成20年6月25日採択
全国福祉用具専門相談員協会

わたくしたち福祉用具専門相談員は、高齢者、障害者、その家族等の方々（以下「利用者等」という。）が、福祉用具を利用される際に、福祉用具にかかる専門的知識、技術等をもって相談援助、適合等を行うとともに、福祉用具の導入後も適切な利用についてサポートする専門職です。

介護保険のスタートとともに福祉用具サービスが制度に位置づけられましたことから、その利用は順調に拡大していますが、少子高齢化に伴う社会的な介護力の低下や介護ニーズの多様化に伴って福祉用具の必要性が高まり、それに関わる福祉用具専門相談員の職務領域も急速に広がりをみせており、その役割と責任は益々重要性を増しています。

福祉用具専門相談員は、このような社会的な要請に応えるために、福祉用具の利用者等の尊厳を重んじ、住みなれた地域や環境で、自立した生活を支援するための最適な福祉用具サービスの提供に努める必要があります。

全国福祉用具専門相談員協会では、ここに「福祉用具専門相談員の倫理綱領」を定めて、福祉用具の専門職としての立場を明確にし、会員一人ひとりがこれを遵守し、自らの専門性を高めて福祉用具サービスの提供に努めていくものとします。

1. 法令遵守

福祉用具専門相談員は、福祉用具サービスの提供において、法令等を遵守しなければならない。

2. 平等原則

福祉用具専門相談員は、人の尊厳を守り、人種、性別、思想、信条、社会的身分、門地等によって差別してはならない。

3. 守秘義務

(1) 福祉用具専門相談員は、利用者等から情報を得る場合、業務上必要な範囲にとどめ、その秘密を保持する。

(2) 福祉用具専門相談員は、業務上で利用者等の個人情報を用いる場合は、あらかじめ同意を得なければならない。

(3) 福祉用具専門相談員は、業務上で知りえた利用者等の個人情報については、業務を退いた後もその秘密を保持する。

4. 説明責任

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等が福祉用具を利用する際に必要となる情報を、分かりやすい表現や方法等を用いて提供し、同意を得なければならない。

5. 不当な報酬・利益供与の禁止

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等から不当な報酬を得てはならない。また、関係者に対して、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

6. 利用者情報の活用

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等とのコミュニケーションを重視して、福祉用具に関わる要望や苦情等の情報を理解するとともに、今後の福祉用具の適正な使用や開発等に有効に活用するよう努める。

7. 他職種との連携

福祉用具専門相談員は、福祉用具の利用者等に質の高い福祉用具サービスを総合的に提供していくため、福祉、保健、医療、その他関連する専門職と連携を深めることに努める。

8. 普及・啓発

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具に係る調査・研究や普及・啓発に心掛けるとともに、利用者等に対して利便性の高い福祉用具サービスの提供に努める。

9. 専門性の向上

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具の専門的な知識・技術等の研鑽に励むとともに、後進を育成し、専門職としての社会的信用を高めるよう努める。

10. 社会貢献

福祉用具専門相談員は、常に福祉用具サービスの充実を図るとともに、利用者等に対し自己及び所属する組織がもつ知識、技術等を積極的に提供して社会貢献に努める。

全国福祉用具専門相談員協会

〒108-0074
東京都港区高輪3-19-20
高輪OSビル9階
☎03-3443-0011 / fax03-3443-8800
http://www.zfssk.com

の専門性の高い福祉用具専門相談員を養成することが必要です。

そこで有志を募り、昨年7月に「全国福祉用具専門相談員協会」を立ち上げ、私が会長に選出されました。社会福祉士や作業療法士、看護師などの方々も福祉用具専門相談員として入会してきましたが、できるだけ、実際に福祉用具サービスに携わっている方に会員になってほしいと考えています。

連携、専門性の向上など10項目に及ぶ倫理綱領を採択しました(表1)。

また、今秋からは質向上のための研修を開始します。具体的には、一定の基準を満たした研修を受講したらポイントを付与し、それをインターネット上で公表します。

すでに千葉県では、協会の副会長を務める畔上加代子さん(株)エイゼット代表取締役)が中心になり、協会千葉ブロックとして全国に先んじて研修会を開く運びです。また、協会と国際医療福祉大学との共同企画による福祉用具専門相談員のためのレベルアップ講座が10月から来年1月にかけて開催されます(表2)。

さらに各地で実施されている一定の基準を満たした研修についても、その内容に応じて獲得ポイントを設定してネットで紹介します。その基準は、協会内に

認定審査委員会を設置して検討します。認定審査委員会のメンバーには、実際に用具を活用している専門家や訪問看護など医療も含めた多職種連携に精通した専門家を迎えることを想定しています。場合によっては視察に赴き研修の質を確認することになるかもしれません。

研修の内容は福祉用具にとどまらず、医療的な面なども含まれます。相談員が自分の力量を考えて研修を選択し、受講する。その修了証などを確認してポイントを付与する。希望する人は名前と獲得ポイントなどをネット上で公表する。そうして利用者や家族などが相談員の質を確認できるようにする。同時に、働く側のモチベーションが上がるような仕組みにしたいと考えています。

そうした研修の充実を通じてサービスの質を向上させ

ることが当面の最大の課題ですが、そのほか協会では、協会と福祉用具専門相談員について広く知っていただくために6月から7月にかけて愛称とシンボルマークを公募しました。全国からプロを含め多数の応募があり、協会内の審査会で決定しました。来年の2月に協会主催でシンポジウム開催を計画しており、その際に併せて、表彰式を行います。

「福祉用具活用のためには、個別援助計画の作成がポイントではないかと思えます。国際医療福祉大の講座にも盛り込まれていますね。」

協会としても、福祉用具を活用するための個別援助計画の作成を促進することが大切だと考えています。

「専門性が高くてそれを伝えられなければ無意味」と同じ」という指摘を、あるケアマネジャーから受けたことがあります。そのとおりであり、自らの専門性を他の職種や利用者へ伝える能力も高めないとはいけません。

「個別援助計画について、ヤマシタコーポレーションではいかがですか。」

すでに独自に策定して、活用している事業所があります。現在、全社的に使用するフォーマットを検討しており、9月中旬に最初のものをつくる運びです。

表2

明日から使える福祉用具専門相談員のためのレベルアップ講座

—これからの福祉用具専門職に要求される知識、医療・ケアから安心・安全な住環境整備まで—

- 開催日時 10月7日～来年1月6日のいずれも火曜19:00～20:30
(途中からの参加は、下記事務局にお問い合わせを)
- 受講会場
【主会場】国際医療福祉大学 東京キャンパス (半蔵門線・銀座線・都営大江戸線 青山一丁目駅 徒歩1分)
【サテライト会場】国際医療福祉大学 大田原、小田原、福岡、大川キャンパス (遠隔授業システムで、同時双方向の受講ができます。)
- 受講料
全国福祉用具専門相談員協会員：20,000円
福祉住環境コーディネーター協会員：23,000円
一般：25,000円
- 問合せ先 国際医療福祉大学・大学院 乃木坂スクール事務局 ☎03-6406-8621
http://www.iuhw.ac.jp/daigakuin/nogizaka/2008_s/02.html
- 講座内容
※内容は変更になる場合もあります。

1. 最近の医療制度と介護制度に及ぼす影響 (10月7日)
三田病院 (外科) / 国際医療福祉大学教授 武藤 正樹
2. 高齢者の疾患と福祉用具利用での医療面の注意 (10月14日)
三田病院 (リハ科) / 国際医療福祉大学教授 草野 修輔
3. 運動能力の評価法とその理解 (10月21日)
国際医療福祉大学・理学療法学科講師 石井 博之
4. 移動補助福祉用具の選択と運動評価法の応用 (10月28日)
国際医療福祉大学・理学療法学科講師 石井 博之
5. 病院・施設から在宅への環境変化と病状変化に伴う在宅ケアの展開 (11月4日)
国際医療福祉大学・看護学科教授 島内 節
6. 在宅ケアにおける福祉用具利用の現状と改善・開発の提案 (11月11日)
医療法人三喜会 和田 洋子
7. 最近の事例から見た医療・福祉従事者の倫理問題について (11月18日)
国際医療福祉大学・医療経営管理学科教授 水巻 中正
8. 福祉用具のヒヤリハット事例と安全4法 (11月25日)
福祉ジャーナリスト 東島 弘子
9. 介護保険対象用具のこれからの選定基準 (12月2日)
国際医療福祉大学・福祉援助工学分野教授 田中 繁
10. 安心・安全な住環境整備 (12月9日)
国際医療福祉大学・福祉援助工学分野教授 野村 歡
11. 介護保険での指定基準と個別援助計画 (12月16日)
福祉ジャーナリスト 東島 弘子
12. 福祉用具専門相談員と福祉用具レンタルサービスのこれから—講座のまとめに代えて— (1月6日)
福祉ジャーナリスト 東島 弘子

●コーディネーター
田中 繁 (国際医療福祉大学教授) / 山下 一平 (全国福祉用具専門相談員協会会長)

概況調査は「瞬間的」
軽度者への給付制限の
影響は依然大きい

—来年4月の介護報酬改定に向けて、今年6月に公表された介護事業経営概況調査では、今初めて福祉用具貸与も調査の対象となりました。それによると福祉用具貸与の収支差率は3・1%となっています。

概況調査の収支差率3・1%は、瞬間的なもの。それだけで判断されては困ります。要支援者や要介護1の軽度者に対して車いすや特殊寝台など8種目を原則給付の対象外としたことによる、凹みの部分が非常に大きい。その後、例外給付が緩和されたが、元に戻っていない。高齢化の進展により利用者数は次第に増えているが、業界全体として落ち込みを回復してはいません。

昨秋開催された厚労省老健局の「福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会」では、杖などについて福祉用具貸与から販売に切り替えるよう求める意見も出ました。

レンタルのよさを知らない人が杖のように低額のものには販売にするよう、検討会でも提案していました。しかし、たとえば杖には滑り止めがついているが、それが磨り減ると転倒する危険性が高まる。貸与であれば私たち事業者が定期的にメンテナンスをして交換をします。貸与から販売になった場合、滑り止めが磨り減ったときに利用者が交換を求めればいいが、気づかない、あるいは交換を求めないかもしれない。老健局にもそのような意見を伝えました。

介護報酬の改定に関して心配しているのは、福祉用具貸与の自己負担を1割か

ら2割に増やすことです。用具は手をつけやすいと考えられている節がある。1割負担でも用具の品質やサービスの内容ではなく、単純に安いからという理由で事業者を選ぶ傾向がある。2割になるとさらにその傾向に拍車がかかるでしょう。

一層の普及啓発を
「日常生活支援用具」に

福祉用具は、介護保険で利用が進んだと思いますが、要支援者の自立支援を進めるためにはさらに活用が望まれますね。

「福祉用具」に「福祉」とつくため、一般的にはまだまだマイナスのイメージが根強いように思います。しかし、眼鏡も福祉用具の一つであり、低下した機能を補うもの、日常生活を支援する用具なのです。私は「福祉用具」として一定の認知がされたら、将来的に

は「日常生活支援用具」などに名称を変えてはどうかと考えています。

たとえば車いすも「福祉用具」ですが、利用する側にも周辺にも「恥ずかしい」「かわいそう」といったイメージがつきままとっている。車いすを利用すれば歩けるときと変わらず外出できるのに外出しなくなる要因の一つは、そうした「かわいそう」という見方……心にバリアーがあるためです。

そのような心のバリアーを10月1日の「福祉用具の日」などを通じて取り除いていきたい。実際に使ってみないと良さはわからないわけですが、心のバリアーによって使われず、家の中で閉じこもったまま一生が終わってしまう。そうした状態はまだ多いと思いますが、非常に残念なことです。

ですから、「福祉用具の

日」は平成14年に始まりましたが、その日を中心に、福祉用具のよさを、一般の人に一層、周知していきたい。私は、手拍子と同じだと考えています。小さな手拍子でも同時にすれば大きな音になる。「福祉用具の日」を知っている人が小さくてもいいから何か取り組んでくれればいい。

たとえば関係者が朝、食卓で子どもたちを前に「今日は福祉用具の日だ。足が不自由な人が車いすを使えば外出も楽になる、バリアーがなくなる」といった話をする。それを聞いた子どもが学校の友達に「今日は福祉用具の日なんだって。朝、お父さんが言っていた」と話す。そういう広がりがある。よさを分かっている人が普通に話して他の人に伝わる。一日だけでもそう発信してもらえれば随分、違ってくると思います。

(写真/八木実枝子)